

社労士会労働紛争解決センター東京

# 職場のトラブルを 円満に解決



社労士会労働紛争解決センター東京では、労使関係、退職、解雇、パワハラ等の労働問題の解決をサポートいたします。労務管理の専門家である社会保険労務士がその知見と経験を活かし、「あっせん」という手法の話し合いにより、簡易・迅速・円満な解決を図ります。

Point  
1

申立ての  
費用無料!

※当センターでは代理人の紹介は行っていません。

Point  
2

平日夜間  
(17:00~20:00)  
土曜日  
(13:30~17:00)  
に実施可!

Point  
3

あっせん委員は  
原則2名の  
特定社労士  
が対応!



..... お気軽にお問い合わせください .....

QRコードから社労士会労働紛争解決センター東京のホームページにアクセスできます。



法務大臣認証・厚生労働大臣指定  
社労士会労働紛争解決センター東京

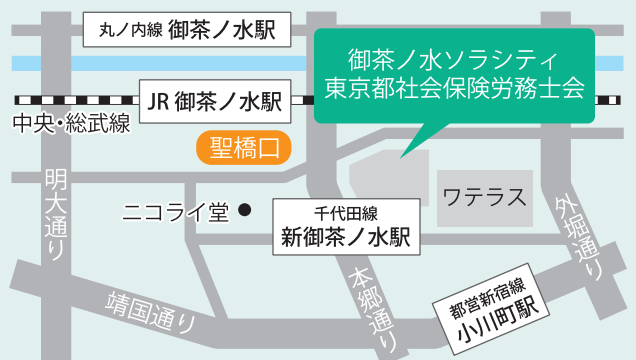
〒101-0062  
東京都千代田区神田駿河台4-6  
御茶ノ水ソラシティ アカデミア4階  
東京都社会保険労務士会館内

☎ 03-5289-0751 (平日9:00~17:00)

✉ center\_tokyo@tokyosr.jp



かいけつサポート  
認証紛争解決サービス



社労士会 解決センター東京

検索



# あっせん手続の流れ



## まずはご相談を

東京都社会保険労務士の「総合労働相談所」で、今困っている問題を相談されることをおすすめします。「総合労働相談所」予約ダイヤル 03-5289-8833(10:00~16:00)



## あっせん手続依頼

社労士会労働紛争解決センター東京の事務局職員が手続きの流れを詳しく説明します。その後、あっせん手続を依頼する場合は、「あっせん手続申立書」を事務局へご提出いただきます。



## 申立書の受理

申立書を受理した後、相手方に申立て内容を通知し、制度説明を行ったうえで、相手方に応ずる意思があるか否かを確認します。通知の際には申立書の写しを添付します。  
※対象外案件の場合は「不受理」となります。



## 相手方の応諾

相手方から応ずる意思表示があった後は、当事者の都合を確認し、あっせん期日(あっせんを行う日)を決定します。期日までに相手方から答弁書等を提出いただきます。  
※不応諾の場合はあっせん手続終了となります。

## あっせん期日当日 交互面談方式



当日は、あっせん委員(特定社会保険労務士2名)と当事者が交互に面談を行います。裁判とは異なり非公開のため、プライバシーが守られます。

あっせん委員が双方の言い分をしっかりと聴取し、その上で自主的な紛争解決の努力(話し合い、譲り合い)を促します。紛争の実情に即した迅速な解決を図るため、あっせん委員が双方に和解案などを示します。

## 和解成立



和解が成立した場合、当事者双方とあっせん委員が記名押印した和解契約書を3部作成し、これを当事者双方と社労士会労働紛争解決センター東京で保管します。これで、あっせん手続は終了します。

※和解成立以外にあっせん手続が終了する場合があります。  
例) 和解成立の見込みがないとき(打ち切り)、申立人取下げ等



## 社労士会労働紛争解決センター東京 「あっせん」の対象事案 簡易チェック

社労士会労働紛争解決センター東京で取り扱うことができる「あっせん」対象の事案かどうかはこちらでチェック!

- ✔️ ① **トラブルとなっているのは事業主(会社)と労働者の間柄である。**
- ✔️ ② **トラブルの内容が以下に合致している。**
  - ① 解雇やセクハラ・パワハラ、労働条件等に関することである。
  - ② 雇用契約前の採用・募集に関することではない。
  - ③ 退職後に新たに発生した問題ではない。
- ✔️ ③ **相手方へ要求や提示などをしたが、拒否や無視という状態である。**
- ✔️ ④ **他の機関への申立て(裁判や調停、あっせん等)中の事案ではない。または、すでに終了(合意、判決等)した事案ではない。**
- ✔️ ⑤ **労働組合は介入していない。**
- ✔️ ⑥ **勤務している(いた)場所(事業所)が東京都内である。**

①~⑥全てに該当する場合のみ対象



### 東京都社会保険労務士会

東京都社会保険労務士会は、社会保険労務士法に基づいて設立された法定団体で、東京都内で開業する開業会員と社会保険労務士法人(法人会員)及び東京都内に勤務または居住する勤務等会員、社会保険労務士法人の社員によって構成されています。社労士会労働紛争解決センター東京は、社会保険労務士の法定組織である東京都社会保険労務士会が設置し、その会員である社会保険労務士によって運営されています。